

I はじめに

1 調査の目的

都内中小企業の賃金等の実態を明らかにし、労政行政施策上の基礎資料とするとともに、中小企業における労働条件の改善及び健全な労使関係の確立に資することを目的とする。

2 調査時点

平成 29 年 7 月 31 日現在

3 調査の対象・方法

平成 26 年経済センサス基礎調査結果に基づく名簿データから下表の基準によって層別抽出した都内 3,500 社に調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼した。

産業	区分	従業者数	産業	区分	従業者数
建設業		30～299 人	不動産業, 物品賃貸業		30～299 人
製造業		30～299 人	学術研究, 専門・技術サービス業		10～ 99 人
情報通信業		30～299 人	宿泊業, 飲食サービス業		10～ 99 人
運輸業, 郵便業		30～299 人	生活関連サービス業, 娯楽業		10～ 99 人
卸売業, 小売業		10～ 99 人	教育, 学習支援業 (学校教育を除く)		10～ 99 人
金融業, 保険業		30～299 人	医療, 福祉		10～ 99 人
			サービス業 (他に分類されないもの)		10～ 99 人

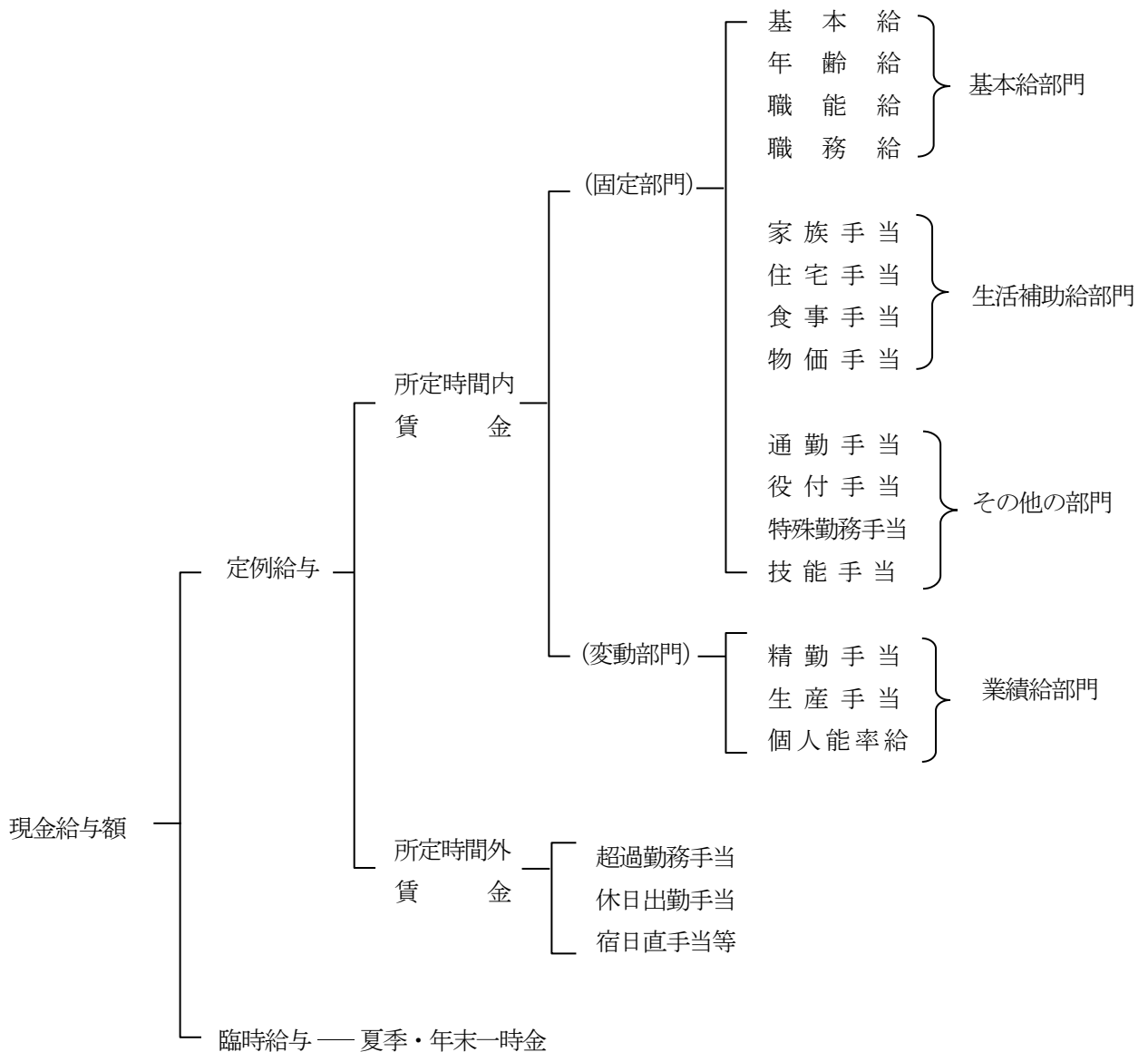
また、平均賃金、実在者賃金算出のための労働者については、都内で働く常用労働者数に応じて下表の基準により、賃金台帳からの等間隔無作為抽出による記入を求めた。

都内で働く 常用労働者数	抽出割合	記入する労働者の選び方
1～ 29 人	1/1	全員記入
30～ 99 人	1/2	2 人目ごとに記入
100～199 人	1/3	3 人目ごとに記入
200～299 人	1/4	4 人目ごとに記入

4 調査項目

賃金制度、賞与・諸手当、モデル賃金・初任給、平成 29 年 7 月 1 か月の賃金、平成 28 年の年間給与支払額、労働時間、休日・休暇

5 賃金の分類



6 本調査が対象とする労働者について

(1) 常用労働者の定義

調査対象企業において直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パートタイマー、病欠者、休職者を除く全従業員を指す。

本調査において、平均賃金・実在者賃金の算出に使用している個人調査票の記入対象は、常用労働者となっている。

(2) 常用労働者の分類

ア 役付者

他の従業員に指揮命令をする地位にある者。目安として、係長又は同等以上の労働者をいう（役員は除くが一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける兼務役員を含む。）。

イ 役付者を除く常用労働者

① 一般労働者（役付者以外の正社員）

② 契約社員（正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている者）

ウ 常用労働者以外の労働者

① パート・アルバイト 正社員に比べて、労働時間又は労働日数が少ない者。

② 嘱託・再雇用 正社員としては一度退職し、正社員以外の形で再雇用されている者。

③ その他の労働者 臨時工、病欠者、休職者など、上記以外の者。

(3) 職種分類について

本調査では、常用労働者を下記の職種に分類している。

ア 営業販売系労働者

営業、販売等に従事する労働者をいう。

イ 事務系労働者

一般事務、会計事務、営業事務・販売事務等に従事する労働者をいう。

ウ 技術系労働者

機械技術、電気技術、情報処理技術、その他の技術に従事する労働者をいう。

エ 生産系労働者

生産・作業、運転・運搬等に従事する労働者をいう。

7 本調査の調査項目について

(1) 定期昇給

毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて主として年齢の上昇に合わせて実施される昇給をいう。

(2) ベースアップ

賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいう。

(3) 平成29年7月1か月の賃金

平成29年6月の給与締切日の翌日から平成29年7月の給与締切日までの1か月間分として支払われた現金給与額をいい、税、社会保険料を控除する前の金額である。

具体的には、前ページの表の「定例給与」の範囲であり、臨時に支給した賃金や賞与は含まない。

なお、通勤手当については、6か月分などの一括支給の場合であっても、1か月分のみを算入している。

(4) 所定時間内賃金

就業規則や労働協約などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金をいう。

(5) 所定時間外賃金

早出、残業、休日出勤など所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金をいう。

(6) 平成 28 年年間給与支払額

平成 28 年 1 年間に継続勤務した労働者に支払われた年間給与支払額をいい、源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致する。所定時間外賃金や賞与等も含まれるが、非課税である通勤手当は含まれない。

(7) モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するかを算出したものをいう。

本調査では、モデル条件に合致する者がいない場合には、賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めた。

(8) 初任給

モデル賃金の回答を求める際に、各学歴の始めの賃金額を初任給として回答を求めた。したがって初任給額及び集計企業数は、モデル賃金における各学歴の最初の所定時間内賃金及び集計企業数に一致する。

(9) 実労働日数

平成 29 年 7 月の 1 か月間に実際に労務に従事した日数をいい、有給休暇を含まない。

(10) 所定内実労働時間

平成 29 年 7 月の 1 か月間に実際に労務に従事した時間のうち、所定労働時間内にあたる時間をいう。

(11) 所定外実労働時間

平成 29 年 7 月の 1 か月間に実際に労務に従事した時間のうち、所定労働時間外にあたる時間をいう。

8 集計方法と集計企業数

回答を得た 1,008 社 (回収率 28.8%) のうち、11 社を記入不備等のため除外し、997 社 (有効回収率 28.5%) について集計を行った。

9 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査における実在者賃金とモデル賃金には通勤手当は含まれていない。従って、平均賃金との比較の際には通勤手当相当額を考慮する必要がある。
- (2) 集計数が 4 件以下のデータについては集計表中「x」としてあるが、この数値は合計データの中には含まれている。
- (3) 集計表中の「-」は、調査項目に該当しないか、あるいは集計数が得られなかったものである。
- (4) 年齢・勤続年数については、6 か月未満は 0 年、6 か月以上 1 年未満は 1 年とした。
- (5) この調査結果における構成比百分率等は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
- (6) 集計人員数における「合計」について、各内訳を合計しても一致しない場合がある(「計」には当該項目の「無回答」の企業が含まれる場合があるため)。

10 調査対象企業の内訳

抽出企業及び集計企業の業種別・規模別の内訳は別表のとおり

別表 調査対象企業の内訳

区 分	抽出企業数					集計企業数
	総計	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	総計
調 査 産 業 計	3,500	640	1,590	850	420	997
建 設 業	240	-	120	60	60	85
総合工事業	80	-	40	20	20	26
※職別工事業（設備工事業を除く）	80	-	40	20	20	35
設備工事業	80	-	40	20	20	24
製 造 業	800	-	435	185	180	281
食料品・たばこ・飼料製造業	70	-	40	15	15	28
繊維工業・衣服製造業	55	-	25	15	15	12
※木材・木製品・紙・パルプ製造業 （家具を含む）	70	-	40	15	15	21
印刷・同関連業	60	-	30	15	15	20
化学工業	50	-	30	10	10	22
プラスチック製品製造業	50	-	30	10	10	17
ゴム製品・革製品・毛皮製造業	50	-	25	15	10	21
窯業・土石製品製造業	55	-	25	15	15	19
鉄鋼・非鉄金属製造業	45	-	25	10	10	15
金属製品製造業	50	-	30	10	10	15
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	70	-	40	15	15	26
電子部品・電機機器・情報通信機器製造業	60	-	40	10	10	24
輸送用機械器具製造業	55	-	25	15	15	25
その他の製造業	60	-	30	15	15	16
情 報 通 信 業	230	-	140	45	45	62
通信・放送・インターネット附随サービス業	90	-	60	15	15	18
情報サービス業	70	-	40	15	15	21
映像・音声・文字情報制作業	70	-	40	15	15	23
運 輸 業 , 郵 便 業	165	-	80	40	45	61
道路旅客運送業	50	-	20	15	15	17
道路貨物運送業	55	-	30	10	15	20
倉庫業・運輸に付帯するサービス業	60	-	30	15	15	24
卸 売 業 , 小 売 業	755	280	370	105	-	187
繊維・衣服等・飲食料品卸売業	105	-	70	35	-	32
建築材料・鉱物・金属材料・機械器具等卸売業	105	-	70	35	-	33
その他の卸売業	105	-	70	35	-	33
織物・衣服・身の回り品小売業	110	70	40	-	-	16
飲食料品小売業	110	70	40	-	-	22
機械器具等小売業	110	70	40	-	-	18
その他の小売業	110	70	40	-	-	33
金 融 業 , 保 険 業	130	-	40	40	50	44
金融業	60	-	15	20	25	19
金融商品・商品先物取引業	70	-	25	20	25	25
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	110	-	40	30	40	29
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	240	80	80	80	-	53
専門サービス業	120	40	40	40	-	29
広告業	120	40	40	40	-	24
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	245	80	85	80	-	41
宿泊業	115	40	45	30	-	17
飲食業	130	40	40	50	-	24
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	120	40	35	45	-	22
教育, 学習支援業(学校教育を除く)	110	40	30	40	-	26
医 療 , 福 祉	165	60	65	40	-	52
医療業	85	35	35	15	-	22
社会保険・社会福祉・介護事業	80	25	30	25	-	30
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	190	60	70	60	-	54
自動車整備・機械等修理業	90	30	30	30	-	27
その他の事業サービス業	100	30	40	30	-	27

(※) 表中産業分類(中)は、以降各ページにおいて()内表示を省略している。

(注) ① 本表は、平成26年経済センサス-基礎調査結果に基づく名簿データによる企業規模であり、調査時点において変更している場合がある。

調査時点における企業規模別内訳については、集計表第1表-①を参照。

② 産業分類・中分類の区分は、本調査独自に組み替えているので、日本産業分類の表示とは一致しない部分がある。



賃金事情調査票(事業所票) (平成29年7月31日現在)

調査票に記入する前に、必ず「記入の手引き」をお読みください。

産業分類		規模	整理番号
B		C	D

東京都産業労働局

1. 企業の状況

会社名						記入担当者	氏名				
所在地	〒					電話番号					
主な製品又は 主な業務	資本金	1	1000万円 未満	2	1000-3000 万円未満	3	3000-5000 万円未満	4	5000万-1億 円未満	5	1億円以上
	企業全体の常用労働者数 (都外従業員を含む)	合計			労働組合の有無	1	有り	2	無し		

2. 都内で働く従業員の構成

雇用形態	名称	説明	構成人数		
			男性	女性	計
直接雇用 以外	正社員 (個人票の記入対象)	役付者	H	I	J
		一般労働者	K	L	M
	正社員 以外	契約社員等	N	O	P
		パート・ アルバイト	Q	R	S
	労働者 以外	嘱託・再雇用	T	U	V
		その他の労働者 (具体的にお書きください)	W	X	Y
直接雇用以外	派遣労働者	Z	AA	AB	
	業務委託等労働者	AC	AD	AE	
合計			AF	AG	AH

3以降の設問は、都内で働く常用労働者について回答してください。

3. 賃金制度

(都内で働く常用労働者について記入)

(1) 賃金について就業規則(賃金規定等を含む)で定めていますか。

1 賃金規定があり、賃金表(注1)がある	2 賃金規定はあるが、賃金表はない
3 賃金規定なし	4 その他()

(2) 過去1年間(平成28年7月から平成29年6月まで)の従業員の定期昇給(注2)・ベースアップ(注3)についてお答えください。

① 定期昇給を実施しましたか？

1 実施した	2 実施していない
--------	-----------

1 定期昇給の規定に基づき定期昇給を実施した	3 定期昇給の規定はあるが定期昇給は見送った
2 定期昇給の規定はないが、慣行等により事実上の定期昇給を行った	4 定期昇給の制度・慣行等がなく、実施していない

② ベースアップを実施しましたか？

1 実施した	2 現状維持	3 ベースダウンになった	4 その他()
--------	--------	--------------	----------

注1 賃金表 ----- 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより、賃金がどうなっているかを表にしたものです。
 注2 定期昇給 ----- 毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて、主として年齢の上昇にあわせて実施される昇給をいいます。
 注3 ベースアップ ----- 賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいいます。

4. 賞与・諸手当

(都内で働く常用労働者について記入)

(1) 賞与

① 賞与の支給について賃金規定で定めていますか。

1 支給時期等のみ	2 支給時期・支給額(支給率・月数)とも	3 なし
-----------	----------------------	------

過去1年間(平成28年7月から平成29年6月まで)の賞与の支給実態についてお聞きます。

② 賞与は支給しましたか。

1 支給した	2 支給していない
--------	-----------

平均支給額と、それを所定時間内賃金で除した平均支給月数をお書きください。

ア・夏季 平均支給額 円 平均支給月数 か月

イ・年末 平均支給額 円 平均支給月数 か月

ウ・上記以外 平均支給額 円 平均支給月数 か月

③ 査定等による個人的な格差は、同一年齢・職階で、平均に対して概ね最大でどのくらいですか。

1 10%未満	2 10~20%	3 20~30%
4 30~40%	5 40~50%	6 50%以上
7 査定等を行っていないため格差なし		

(2) 役付手当

1 支給している	1 同一役職の支給額は同じ
2 支給していない	2 同一役職でも支給額は異なる

部長又は同等者			課長又は同等者			係長又は同等者		
対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額
人	才	円	人	才	円	人	才	円
		0 0			0 0			0 0

注) それぞれの支給対象者の人数、平均年齢(小数点第2位以下四捨五入)、平均金額(100円未満四捨五入)を記入してください。年齢は小数点第1位まで記入してください。

(3) 住宅手当

1 支給している	1 住宅の形態にかかわらず一律に支給	扶養家族あり	扶養家族なし
2 支給していない	2 住宅の形態により支給額が異なる	賃貸	持家
	3 その他	扶養家族あり	扶養家族なし

(4) 家族手当

① 家族手当は支給していますか。

1 支給している	1 一律支給	配偶者	第一子	第二子	第三子
2 支給していない	2 家族により異なる				

注) 一律支給…家族の人数にかかわらず、1人以上いる場合に従業員に一定金額を支給する場合をいう。

② 平成28年8月以降、配偶者手当の額を変更しましたか。変更した場合は、その内容について、番号に○印をつけてください。

1 変更した	1 配偶者手当の廃止
2 変更していない	2 配偶者手当の減額
	3 配偶者手当の増額

5. モデル賃金・初任給

(都内で働く常用労働者について記入)

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した方が普通の能力と成績で勤務した場合に、貴社の賃金規定及び昇給事情のもとで、勤続年数に応じて賃金がどのように上昇するのかを算出した金額です。

貴社における代表的な賃金全体について、その年齢ごとの所定時間内賃金を記入してください。また、下記の職種の中からその賃金全体が当てはまる職種について、番号に○印をつけてください。(複数回答可)

● 営業販売系

1 営業	業
2 販売	売

● 事務系

3 一般事務	務
4 会計事務	務
5 営業事務・販売事務	務

● 技術系

6 機械技術	術
7 電気技術	術
8 情報処理技術	術
9 その他の技術	術

● 生産系

10 生産・作業	業
11 運転・運搬	業

● その他

12 ()

モデル賃金全体の記入が困難な場合でも、初任給については新卒者を雇用した場合を想定していただき、出来るだけ記入をお願いします。

年齢	家族数	高専・短大卒	所定時間内賃金
初任給			
18 0			0 0
20 0			0 0
22 0			0 0
25 0			0 0
30 2			0 0
35 3			0 0
40 3			0 0
45 3			0 0
50 3			0 0
55 2			0 0
60 1			0 0

年齢	家族数	高専・短大卒	所定時間内賃金
初任給			
20 0			0 0
22 0			0 0
25 0			0 0
30 2			0 0
35 3			0 0
40 3			0 0
45 3			0 0
50 3			0 0
55 2			0 0
60 1			0 0

年齢	家族数	専門学校卒	所定時間内賃金
初任給			
20 0			0 0
22 0			0 0
25 0			0 0
30 2			0 0
35 3			0 0
40 3			0 0
45 3			0 0
50 3			0 0
55 2			0 0
60 1			0 0

年齢	家族数	大学卒	所定時間内賃金
初任給			
22 0			0 0
25 0			0 0
30 2			0 0
35 3			0 0
40 3			0 0
45 3			0 0
50 3			0 0
55 2			0 0
60 1			0 0

6. 労働時間

(都内で働く常用労働者について記入)

(1) 1日・1週の所定労働時間

1日の所定労働時間	DY 時間	DZ 分
休憩時間(通常日)	EA 時間	EB 分
週所定労働時間	EC 時間	ED 分

【所定労働時間について】

- 所定労働時間は、労働協約・就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間です。
- 所定労働時間が労働者の種類により異なるときは、適用労働者数の最も多いものを記入してください。
- 「1日の所定労働時間」が日によって異なる場合は、通常の日(通常日)の所定労働時間を記入してください。
- 交替制・変形労働時間制を導入し、所定労働時間や休憩時間が一定していない場合は、人員交替や変形労働の1周期における、1日当たりの平均時間を記入してください。
- 「週所定労働時間」には、特定休日(週休日以外の休日)のない通常の週の所定労働時間を記入してください。

(2) 年間所定労働時間(平成28年1月～12月)

1年間の所定労働時間を就業規則や労働協約で決めていますか。

1 決めている 2 決めていない EE

年間所定労働時間	EF 時間	EG 分
----------	----------	---------

【年間所定労働時間の算出方法について】

- 1日の所定労働時間がどの曜日も同じ場合
1日の所定労働時間×(365日－年間休日日数)＝年間所定労働時間
- 上記以外
「記入の手引き」のP.2 ア 6-(2)「年間所定労働時間の算出方法について」をお読みください。

(3) 平成29年7月1日～平成29年7月31日の月間実労働時間

区分	平均出勤日数	平均実労働時間					
		所定内実労働時間(A)		所定外実労働時間(B)		合計(A+B)	
男性	EH 日	EI 時間	EJ 分	EK 時間	EL 分	EM 時間	EN 分
女性	EO 日	EP 時間	EQ 分	ER 時間	ES 分	ET 時間	EU 分

【月間実労働時間について】

- 都内で働く常用労働者のうち、一般労働者1人平均の出勤日数・月間実労働時間を記入してください。
- 実労働時間は、実際に働いた時間です。有給休暇等は計算から除外してください。
- 小数点以下は四捨五入してください。

7. 休日・休暇

(都内で働く常用労働者について記入)

(1) 年間の休日日数(平成28年1月～12月)

年間の休日日数(又は労働日総数)を就業規則や労働協約で決めていますか。

1 決めている 2 決めていない EV

年間の休日日数は何日ですか。(休日については右記のとおり)

EW 日

【年間の休日日数について】

- 年間の休日日数は、下記の休日を合わせた日数を記入してください。
- 労働基準法による週1日の休日(たとえば日曜日なら52日)
 - 特別休日(国民の祝日、年末年始の休日、メーデー休日、夏季特別休暇、会社創立記念日等)
 - その他休日(週休2日制による休日等)

※年次有給休暇は休日を含めないでください。

(2) 年次有給休暇の利用状況

最近1年間における年次有給休暇の利用状況を記入してください。

年休を付与されている常用労働者数	前年度からの繰越日数の合計	あらたに年休を付与した日数の合計	年休利用日数の合計
EX 人	EY 日	EZ 日	FA 日

【年次有給休暇の利用状況について】

- 「最近1年間」とは、年休を計算する場合の区切りとする期間で、直近のものを指します。年休付与日が1月1日の企業であれば28年12月までの1年間、4月1日の企業であれば29年3月までの1年間を指します。
- 「年休を付与されている常用労働者数」は、最近1年間に年休を付与された労働者で、その1年間の最終日まで在籍していた方の人数を記入してください。したがって、勤続年数が短いなどの理由で年休の資格取得がない方や、期間途中の退職者は除きます。
- 各設問の「日数の合計」は、年休を付与されている全ての常用労働者分の合計を記入してください。

(3) ボランティア休暇制度

ボランティア休暇制度はありますか。制度がある場合は、賃金支払いの有無についてお答えください。

1 制度がある	→	1 有給(全日)
2 制度がない		2 一部有給
		3 無給

FB FC

ボランティア休暇は年間で何日使用できますか。(制度がある場合のみ回答してください)

FD 日

賃金事情調査票(個人票)

7月1か月の個人別賃金支給額について記入してください。

調査対象は、東京都内の事業所で働く常用労働者です。

※ 事業所票「2. 都内で働く従業員の構成」における、パート・アルバイト、嘱託・再雇用、その他の労働者、派遣労働者、業務委託等労働者は記入しないでください。

- ① 労働者全員について記入する必要はありません。賃金台帳等の常用労働者の中から、右の票の基準に従って等間隔で選び出した労働者について記入してください。
- ② 記入していただく労働者数の計算（小数点以下は四捨五入してください）。

都内で働く常用労働者数 E	×	抽出割合 F	記入労働者数 G
	×	1 /	=

③ 7月1か月とは、6月の給与締切日の翌日から7月の給与締切日までの1か月のことです。

④ 「役付者」とは、係長又は同等者以上の者のことをいいます。兼務役員であっても労働者と同じ賃金規定によって賃金支払を受けている方は含みます。

⑤ 該当する項目の番号を○で囲んでください。

産業分類	規模	整理番号
B	C	D

都内で働く常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
1～29人	1 / 1	全員記入
30～99人	1 / 2	2人目ごとに記入
100～199人	1 / 3	3人目ごとに記入
200～299人	1 / 4	4人目ごとに記入

注1・注2 手当の支給がない場合は「0」と記入してください。

性別	年齢	勤続年数	役付の有無	労働者の職種												最終学歴	所定時間内賃金総額					所定時間外賃金				平成28年の年間給与支払額																																						
				営業系	事務系	技術系	生産系	その他	1	2	3	4	5	6	7		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																	
①②	7月31日現在の年齢を記入してください。	1年未満の勤続年数については6か月以上は切り上げ6か月未満は切捨て(係長以上)	①②③ 役付労働者(係長以上) ④ 契約社員等(非正規)	①②③ 営業系 ④ 事務系 ⑤ 営業・販売事務	⑥ 機械技術	⑦ 電気技術	⑧ 情報処理技術	⑨ その他技術	⑩ 生産・作業	⑪ 運転・運搬	⑫ その他	① 中	② 高	③ 専	④ 大	⑤ 学	⑥ 卒	⑦ 短	⑧ 学	⑨ 卒	⑩ 大	⑪ 校	⑫ 卒	⑬ 卒	⑭ 卒	⑮ 卒	⑯ 卒	⑰ 卒	⑱ 卒	⑲ 卒	⑳ 卒	㉑ 卒	㉒ 卒	㉓ 卒	㉔ 卒	㉕ 卒	㉖ 卒	㉗ 卒	㉘ 卒	㉙ 卒	㉚ 卒	㉛ 卒	㉜ 卒	㉝ 卒	㉞ 卒	㉟ 卒	㊱ 卒	㊲ 卒	㊳ 卒	㊴ 卒	㊵ 卒	㊶ 卒	㊷ 卒	㊸ 卒	㊹ 卒	㊺ 卒	㊻ 卒	㊼ 卒	㊽ 卒	㊾ 卒	㊿ 卒			
1	2	7	5	①②③	①②③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿

☆ 対象者が30名を超える場合は、裏面にも記入してください。

☆ 対象者が30名を超える場合は、こちらにも記入をお願いします。

注1・注2 手当の支給がない場合は「0」と記入してください。

性別 ① ② 男女 性	年齢 7月31日現在の満年齢を記入してください。	勤続年数 1年未満の勤続年数については6か月以上6か月未満は切捨て	役付の有無 ① 一般労働者(正社員) ② 契約社員等(非正規雇用) ③ 役員(代表取締役を除く)	労働者の職種												最終学歴 ① 中学校卒業 ② 高等学校卒業 ③ 専門学校卒業 ④ 大学卒業 ⑤ 大学院卒業	所定時間内賃金総額				所定時間外賃金				平成28年の年間給与支払額			
				営業系		事務系			技術系			生産系					所定時間内賃金総額から通勤手当を除いた額		通勤手当		時間外手当・休日手当 宿日直手当・その他(注2)		平成28年分源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をご記入ください。					
				①	②	③	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円
31	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
32	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
33	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
34	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
35	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
36	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
37	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
38	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
39	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
40	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
41	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
42	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
43	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
44	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
45	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
46	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
47	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
48	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
49	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
50	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
51	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
52	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
53	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
54	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
55	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
56	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
57	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
58	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
59	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
60	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
61	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
62	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
63	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
64	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
65	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
66	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
67	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
68	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
69	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
70	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
71	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
72	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
73	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
74	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				
75	①②			①②③	①②	③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪⑫	①②③④⑤															00				

☆ 大変お忙しい中、調査に御協力いただきありがとうございました。
 調査票(計4枚)は同封の返信用封筒にて、ご返送ください。
 調査結果は、「平成29年版 中小企業の賃金事情」として取りまとめてお送りいたします。

